

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第56号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和60年静岡県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
(1) 常設展示		(1) 常設展示	
利用区分	観 覧 料	利用区分	観 覧 料
個人	<u>300円</u>	個人	<u>500円</u>
団体	1人につき <u>200円</u>	団体	1人につき <u>400円</u>
(略)		(略)	
(2) (略)		(2) (略)	
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
(1) 県民ギャラリー		(1) 県民ギャラリー	
利用区分	使 用 料	利用区分	使 用 料
10時から 17時30分まで		10時から 17時30分まで	
入場料を 徴収する 場合	県民ギャラ リーA	<u>17,350円</u>	
	県民ギャラ リーB	<u>13,050円</u>	
入場料を 徴収しな い場合	県民ギャラ リーA	<u>11,550円</u>	
	県民ギャラ リーB	<u>8,700円</u>	
(2) 講堂		(2) 講堂	
使 用 料		使 用 料	
午 前	午 後	全 日	
10時から 12時30分まで	13時から 17時30分まで	10時から 17時30分まで	
<u>7,750円</u>	<u>14,050円</u>	<u>21,800円</u>	
8,100円		<u>14,700円</u>	
<u>22,800円</u>			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。